**本資料について**

平成28年8月『発達障害者支援法』の改正により、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成推進、いじめ防止等のための対策推進などの支援体制整備を行うことが規定されました。発達障がいは、その特性が理解されにくい場面や状況が多いことから、周囲の児童・生徒や保護者に対する理解啓発については、学校全体で取り組んでいくことが必要です。

大阪府教育庁では、平成27年7月に、発達障がいについて保護者の理解を促す上での留意事項や保護者理解を深めるためのポイントを記載した本資料を作成し、学校現場等で活用いただいているところです。このたび、効果的な校内体制整備の参考としていただけるよう、本資料に「３．支援教育の視点を踏まえた学校づくりについて」を新たに加えました。引き続き、学校現場等において適宜ご活用いただき、保護者への理解啓発を促進していただきますとともに、各地域における研修の充実や各学校の支援体制の構築に役立てていただければ幸いです。

平成30年3月　大阪府教育庁　支援教育課

**発達障がいについて　保護者の理解を促進するために**

**１．発達障がいについて**



（出典）　平成20年厚生労働省リーフレット「発達障害の理解のために」

発達障がいのある子どもは、障がいの特性から、学習の場面・生活の場面・友だち関係や集団活動の場面でつまずきやすくなります。発達障がいは、一見して障がいがわかりにくく、障がいの現れ方も子ども一人ひとりによってさまざまです。その現れから、周囲から、「わがままな子」「乱暴な子」といった誤解を受け、理解されないまま叱られ続けたりすることによって、子どもの自己肯定感が下がってしまうことがあります。

**２．発達障がいのある子どもや配慮を必要とする子どもへの指導・支援の在り方や保護者への理解・啓発について**

大阪府では、これまでから、障がいのある子どもを含めたすべての子どもが、「ともに学び、ともに育つ」教育を大切にしてきました。

これまでの取組みをさらに充実させるためには、平成26年1月、国が批准した『障害者の権利に関する条約』に示された「インクルーシブ教育」の理念をふまえつつ、すべての子どもの学びと育ちを支える「授業づくり」や「集団づくり」を一層すすめていく必要があります。

本資料では、保護者と学校が共通の認識を持つことが大切であるという観点で、子どもへの指導・支援の在り方や保護者への理解・啓発に向けてのポイントを、下記の流れでまとめています。

、

　　　　　　　　　　　　学校の支援教育の方針を、教職員で共有した上で、保護者全体へ発信する。

　　　　　　　　　　　　子どもの発達の段階や場面ごとの現れを把握する。

　　　　　　　　　　　　さまざまな事例から学び、学校として適切な対応を行う。

1. 入学時などに、学校の支援教育の方針を　保護者に対して十分に理解していただくことが、保護者とのより良い出会いをつくる出発です。

**Ｓｔｅｐ１**では、保護者への情報発信について、記述しています。

1. 学校の教育活動には、さまざまな学習や生活の場面があり、一人ひとりの状況に　応じた対応が求められます。

　　　　**Ｓｔｅｐ２**では、配慮を必要とする子どもたちが、つまずきそうな場面をあらかじめ想定した環境づくりについて、記述しています。

1. **Ｓｔｅｐ３**では、Ｓｔｅｐ２で示した場面の中から事例を取り上げ、３つの観点（困難さへの気づき　配慮すべきこと　集団の中で）を通して、【指導・支援のポイント】を記述するとともに、【保護者への理解・啓発に向けて】で、重要となるポイントを記述しています。

**支援教育についての学校の方針を、保護者全体へ発信する。**

発達障がいを含む障がいのある子どもたちについての保護者への理解・啓発には、支援教育の理念や学校全体で組織的に取り組むことの重要性を、保護者に十分理解していただくことが大切です。

学校がめざす支援教育は、すべての子どもの成長を願うものであることや、保護者にも、子どもたちの成長、発達を支える一員として見守っていただきたいことを伝えておくことが重要です。

|  |
| --- |
| * 学校・学年だより　　□ホームページ　　　　□入学説明会　 　 □　ＰＴＡ行事
* 学校教育自己診断
 |

（保護者への主な発信の場）

|  |
| --- |
| **学級経営の中で** |
| ・教室環境の整備・学習規律やルールの確立・「わかる」授業づくり・集団づくり・交流及び共同学習の充実 |

|  |
| --- |
| **学校体制として** |
| ・校内委員会、ケース会議・支援教育コーディネーター・支援学級の充実・障がい理解教育の推進・校内研修の充実・小中連携・関係機関との連携（子ども家庭センター・ＳＣ・ＳＳＷ　等） |

**学校の「スタンダード」を構築**

**（基礎的な環境整備）**

**き**

**特性に応じた配慮**

|  |
| --- |
| **個別の対応・工夫** |
| ・教材の調整、教具の工夫・通級指導教室の活用・クールダウンスペースの活用・必要に応じたカウンセリングの実施 |

|  |
| --- |
| **指導・支援の方法** |
| ・少人数指導（習熟度学習、Ｔ.Ｔ）・生徒指導部との連携・専門家による巡回相談 |

※学校の「スタンダード」とは、ここでは、「すべての子どもにとって、生活しやすく学びやすい環境の提供するための適切な基準」と定義しています。子どもたちへの支援方法やルールを共通にして、子どもたちの視点で学校生活を見直すことにより、どの場面でも安心して過ごすことができます。また、そのような基礎的な環境整備がなされている下では、個別の指導や対応、状況に応じた個別の配慮の必要性や指導内容がより焦点化し、効果的な支援が可能になります。

**子どもの発達段階や場面ごとの現れを把握する。**

発達段階に応じて、学校生活のさまざまな場面から、発達障がいのある子どもや配慮の必要な子どもたちが、つまずきやすい場面を想定しておくことが必要です。

何らかの問題が生じてからではなく、日頃から、想定される事柄や子どもの「困り感」

を未然に防ぐための環境づくりを行い、それらを積極的に発信することによって、保護者への理解・啓発を図っていくことが重要です。

|  |
| --- |
| * 学級・学年懇談会　　　□　授業参観　　　□　学級・学年通信　　□家庭訪問
 |

（保護者への主な発信の場）

～学校生活のさまざまな場面から、子どものつまずきやすい場面等を想定する～

【保護者への理解・啓発に向けて】

|  |
| --- |
| * 支援教育の視点を取り入れたすっきりとした教室環境や見通しが持てる授業の工夫等、

学級で取り組んでいることを積極的に発信する。* 学習上や生活上での子どものつまずきや、支援を必要とする場面は、発達障がいのある子

どもだけでなく、どの子どもにもあることを伝える。* 子どもの様子を見て気づいたことを知らせていただくなど、日常的な連絡を大切にする。
 |

**さまざまな事例から学び、学校としての適切な対応を行う。**

1. 授業場面から

|  |
| --- |
| 　**事例①－１（小学校２学年）**　・4月当初から、学級全体が落ち着かずにいる。授業中、担任が何度注意をしても、子どもたちが個々に話をし出すため、音に過敏なＡ児は、「うるさくて、こんなところでは勉強できない！」と、最近では、教室から飛び出すようになった。　・ある保護者から、Ａ児が勝手に教室から飛び出していることについて、問い合わせが担任に入った。 |

・Ａ児には、聴覚過敏の特性があることを理解して指導・支援にあたる。

・学級全体が静かに授業を受けることができるよう、必要な情報や「聞くとき」「話すとき」といったルールを視覚的に示すなどの工夫を行い、課題が「終わったら」何をするのかなど、活動の見通しを示すようにする。

・学級全体への指示は簡潔に１回に１つだけ出すようにし、注意や禁止ばかりにならないよう、肯定的な言い方に配慮する。

【指導・支援のポイント】

* 聴覚過敏のあるＡ児の特性
* 落ち着いた教室環境の整備
* 学習規律のルール化

【保護者への理解・啓発に向けて】

* Ａ児を含めたすべての子どもたちが、落ち着いて学習することができる学級全体の教室環境・学習環境を知っていただく機会として、授業公開や学級通信等を活用する。

|  |
| --- |
| 　**事例①－２（中学校１年生）**　・Ｂ生徒は、自分の思うようにできないことに対して嫌気がさしてしまい、途中まで作りかけていた作品を「気に入らない」と破壊してしまうことがある。イライラした自分の気持ちを抑えきれなくなると、教室の壁や机、椅子を蹴ったりし始めるため、周囲の友達は声をかけることができず、見守るようにしている。　・学級懇談会でＢ生徒のことが話題にあがった。 |

・Ｂ生徒が制作活動を行う際は、作り方や手順が見通せる図や写真等を学級全体で活用し、作業に対する抵抗を少なくする。

・どうしても自分の気持ちが抑えきれないときに、クールダウンして良いことを知らせ、どの場所が一番落ち着くのかをＢ生徒と相談する。帰ってくる約束もＢ生徒と相談して決定する。

・見守ることのできた周囲の子どもたちから、何か困ったことや相談したいことがあれば、話を十分に聴く。

【指導・支援のポイント】

* 特性に応じた教材の工夫
* クールダウンスペースの活用
* 周囲の生徒への対応

【保護者への理解・啓発に向けて】

* 保護者会では、Ｂ生徒を批判する場とならないよう注意し、学級の子どもたちの声や気持ちに丁寧に関わりながら、一人ひとりを学級の一員として育てるという観点で、保護者に働きかける。

＜コラム：保護者懇談会の事例から＞

参加している保護者が、自分の子どもが、家で当該児童生徒に対する不満や不安を話しているのを聞き、担任からの説明を求めるという場合があります。当該児童生徒への対応や事情だけを説明して、理解を求めようとしても、保護者は自分の子どもたちの不満や不安が解消されなければ、納得することはできません。そればかりか、場合によっては学校に対する不信感を増幅させてしまうこともあります。

発達障がいのある子どもへの保護者への理解を進めるには、当該児童生徒だけではなく、学級のすべての子どもたちが、どんなことを感じ、どんなことに困っているのかを、しっかりと受け止め、共感し、集団としての課題を把握した上で、取り組む必要があります。

そして、学習・生活上のつまずきは、どの子どもにもあることから、すべての子どもにとって居心地が良く、安心できる集団づくりが基礎となることを保護者に伝え、それらを支える保護者の役割として、連携・協力を求めていくことが大切です。

担任一人で抱え込むのではなく、学校の取組みとして実践し、信頼関係を結ぶことができれば、保護者は、学校や学級の取組みについて安心し、まかせることができます。

1. 授業直後の休憩時間から
2. と

|  |
| --- |
| 　**事例②－１（小学校６学年）**　・昼休みに、サッカーに遅れて参加したＣ児が、「どっちのチームに入ったらいい？」と聞いたところ、「どっちでもいいよ」と言われ、急に怒り出した。　・はっきりとチームを決めてほしかったのに、言ってくれなかったことに対する怒りであったことが判明し、学級全体で話し合うことになった。　・保護者からは、Ｃ児のことで授業時間を使って話し合いがなされることに対して、苦情が出ている。 |

・C児は、曖昧な言葉がけや見通しのなさからくる不安が他の子どもたちよりも顕著であることを理解する。

・「どちらのチームに入ってもよい」といった表現よりも、チームの人数バランスや来た順番を見て、「Cちゃんは、Aチームに入ってほしい」といった表現方法の方が分かりやすくなることを、学級の子どもたちと共有する。

・どの子も集団の中で気持ちよく遊ぶことができるような学級のルールについて話し合い、共有していく。

【指導・支援のポイント】

* 曖昧な言葉に対する理解の困難さ
* 見通しが持てる表現の仕方
* 遊びのルールづくり

【保護者への理解・啓発のあり方】

* 普段からどの子どものトラブルについても学級全体で話し合い、集団で解決していくことを伝える。子どもたちが話し合って取り組んでいる内容については、定期的に子どもたちと確認し合い、集団として取り組めていることを評価していることを伝える。教科指導や授業に対する保護者の不安を招かないように配慮する必要がある。

|  |
| --- |
| 　**事例③－１（小学校４学年）**　・コミュニケーションに課題のあるＤ児は、誤解から友達とトラブルになることがある。・清掃時間に、床に落ちているＤ児の鉛筆を拾った友達が、「この鉛筆、誰の？」と周囲に聞いたところ、床を拭いていたＤ児が、「おれの鉛筆、よくもとったな！！」と大声を出しながら、ぞうきんを投げ捨て、拾った友達の髪の毛を引っ張って抗議した。・髪の毛を引っ張られた子どもの話を聞いた母親から、憤りの電話が担任宛にあった。 |

③　清掃時間の場面から

・髪の毛を引っ張ることは他者を傷つける行為であり、行ってはいけない行為であることをＤ児に毅然と注意する。

・きっかけになったことと、行為の結果、Ｄ児に見られた状況を整理し、どのようにしていったらいいかをＤ児と一緒に考える。（鉛筆を拾った友達へのお礼、誤解したことへの謝罪）

・Ｄ児だけではなく、学級全体でも場面を想定したソーシャルスキルトレーニングを行い、望ましい行動を考えていく。

【指導・支援のポイント】

* 場面理解の困難さ
* 問題行動となる前後を整理
* 自己理解と他者理解

【保護者への理解・啓発のあり方】

* どの子どもに対しても、絶対してはいけないことには毅然とした態度で対応する学校の一貫した姿勢を伝え、適切な行動を増やしていくという視点で、Ｄ児への指導・支援にあたっている状況を伝える。
1. 登校直後の場面から
2. と

|  |
| --- |
| 　**事例④－１（中学校2年生）**　・Ｅ生徒の通う中学校は、自転車通学を認めていない。ある日、自転車で通学したＥ生徒は、同級生から違反行為を注意されたことに立腹し、その同級生を突き飛ばしてしまった。・Ｅ生徒については、これまでも、制服を着用せずに持込み禁止の携帯を見ながら登校して来たり、授業時間も落ち着かず、教室を出て、廊下をうろうろと歩きまわったりする行動が見られたため、保護者の中から、Ｅ生徒に対する学校の指導はどうなっているのか、という声が出ている。 |

・学校のルールについては、徹底できるよう、生徒指導担当が学校全体で関わるプログラムを作成し、情報を共有する。

・取り組もうとする途中を褒め、自己肯定感の向上を図る。

・朝、複数の教員が交代で、Ｅ生徒を出迎える環境を整える。

・二次的な症状の可能性を考慮し、問題行動となっている背景の分析を行う。二次的な症状は適切な支援があれば、比較的短時間での改善が見られることから、早期発見と予防的対応の視点で取り組む。

【指導・支援のポイント】

　　□二次的な症状のあらわれ

　　□登校後の指導・支援

　　□学校の組織的な対応

【保護者への理解・啓発のあり方】

* 生徒指導に関わっては、情報を共有して共通理解を図りながら、組織やチームで対応していることを担任から機会をとらえて丁寧に説明し、学年・学校通信などの情報発信を通じて、保護者に安心感を持っていただけるような取組みをすすめる。

**＜発達障がいのある子どもの保護者との協働について＞**

参考：「生徒指導提要（平成22年3月　文部科学省）」より抜粋

『発達障害のある児童生徒の保護者も大きな不安を抱えています。我が子への期待感や気持ちの焦りから、苦手なことを無理強いしたり、注意や叱責を繰り返したり等、誤った対応が続いてしまうこともしばしばみられます。・・・・・・・・（略）・・・・・・・・・

保護者が担任や学校に相談する気持ちを持てるかどうかは、そこに信頼関係があるかど

うかです。日常的に情報交換を行い、保護者と教員がお互いに話しやすい関係を作っておくことが大切です。学校が家庭の問題を指摘し、保護者が学校の対応への不満を述べるのでは話し合いになりません。学校の考えを一方的に押し付けるような対応ではなく、保護者の考えを十分に受け止めながら、児童生徒の情報を共有し、適切な対応について一緒に考えていく姿勢が肝心です。』

**３．支援教育の視点を踏まえた学校づくりについて**

発達障がいに対する保護者の理解を促進する上で、重要となるポイントは日頃からの学校に対する信頼や安心感です。

Ｓｔｅｐ１にある、支援教育についての学校の方針を保護者全体へ発信していくことは、子ども理解を進める支援教育の視点を学校経営の中に取り入れた取組みであり、すべての子どもたちが生き生きと活躍できる学校づくりに繋がるものです。

また、発達障がいのある子どもや配慮を必要とする子どもの状況等は一人ひとり違うことから、Ｓｔｅｐ２に示した、子どもの発達段階や場面ごとの現れに対する実態把握、支援方法の検討については、必要に応じて関係機関とも連携し、多角的に進めていくことが効果的です。

**事例①（Ａ校の実践から）**

・校内の各部会において、これまでの学校行事や教科等研究を支援教育の視点で見直すこととした。全ての子どもが参加できているか、どのような工夫が必要かといった観点で検討を行い、取組みの様子については学校だより等を通じて、保護者や地域への積極的な発信に努めた。

・校内研修の一環として、教職員がお互いの授業を参観し、各学級の教室環境や支援を必要とする子どもへの合理的配慮についての研究を進めた。

＜取組みのポイント＞

* 各部会等の活性化
* 校内研修の工夫
* 合理的配慮と基礎的環境整備の検討

＜取組みのポイント＞

* 支援教育の視点を取り入れた

生徒指導

* SC、SSWの効果的な活用
* 関係機関、専門家との連携

**事例②（Ｂ校の実践から）**

・学校の課題を踏まえて、2名の支援教育コーディネー

ターのうち1名を生徒指導担当者とした。子どもの抱える生徒指導上の課題を支援教育の視点でアセスメントし、必要に応じてＳＣやＳＳＷ等と連携しながら対応できるよう、支援体制を整えた。

・校区内にある療育等施設の職員との連携を進め、就学前の子どもの様子を知る専門家とともに子どもへの支援方法等について検討を行った。

**＜合理的配慮の観点から＞**

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）において整理されている＜合理的配慮の観点②支援体制＞の一つに「幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」が示されています。

障がい特性によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについての理解啓発を図るとともに、周囲の子どもたちが集団参加等の方法を考え実践する機会や、本人自身が障がい特性についての理解を周囲に広げる方法を考え実践する機会を設定するなど、共生の理念を涵養するための配慮が求められます。

合理的配慮は、一人ひとりの障がいの状況等に応じた多様かつ個別性の高いものであることから、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図っていくことが大切です。

【参考資料、ＵＲＬ等】

・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」

文部科学省 (平成29年3月)

<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm>

・「みつめよう一人一人を」　　　　　　　　　大阪府教育センター（平成28年1月改訂）

<http://www.osaka-c.ed.jp/matters/specialneeds_files/mitumeyou_201601ver.html>

・「通常の学級における発達障がい等支援事業」　　大阪府教育委員会（平成27年6月）

実践研究のまとめ　すべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5732/00000000/forum2.pdf>

・「ともに学び、ともに育つ」　　　　　　　　　　　大阪府教育委員会（平成25年3月）

　　支援教育のさらなる充実のために

　　　<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/>

・「ええやんちがっても」　　　　　大阪府福祉部障がい福祉室（平成25年12月改訂）

　　広汎性発達障がいの理解のために

　　　<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/eeyan-tigattemo.html>

・インクルーシブ教育システム構築支援データベース　　　国立特別支援教育総合研究所

<http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=15>



この資料は2,000部作成し、一部あたりの単価は69円です

平成29年度　特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業

教育庁　教育振興室　支援教育課

〒540-8571　大阪市中央区大手前２丁目

℡ 06（6941）0351